

平成 14 年 4 月 12 日

各 位

本店所在地 大阪府堺市戎島町 4 丁 45 番地の 1
会社名 株式会社 コークス
(コード番号 4334 ナスダックジャパン市場)
代表者名 代表取締役社長 谷口 行規
問合せ先 常務取締役 品治 康隆
電話番号 072(224)5155(代表)

ストックオプション付与決定のお知らせ

当社は、平成 14 年 3 月 15 日開催の当社取締役会において、商法 280 条ノ 20 ならびに商法第 280 条ノ 214 の規定にもとづき、下記のとおり、ストックオプションの実施を目的として、株主以外の者に対して、特に有利な条件をもって新株予約権を発行することの承認を求める議案を平成 14 年 4 月 25 日開催予定の当社第 10 期定時株主総会に提案することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 新株予約権発行の要領

- (1) 新株予約権の割当を受ける者
当社取締役、監査役および従業員
- (2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数
当社普通株式 194,000 株を総株数の上限とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割(または併合)の比率}$$
- (3) 発行する新株予約権の総数
1,940 個(新株予約権 1 個あたりの目的となる株式数 100 株)
- (4) 新株予約権の発行価格
無償とする。

(5) 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

1株当たりの払込金額は、新株予約権発行の日の属する月の前月各日（取引が成立しない日は除く）における大阪証券取引所ナスダック・ジャパン市場における当社株式普通取引の終値の平均値に1.01を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行（既に発行している新株引受権付社債の引受権の行使、旧商法第280条ノ19第1項の規定による新株引受権の行使および新株予約権の行使により新株式の発行または自己株式の処分を行う場合を除く）を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込価額}}{\text{既発行株式数} + \frac{1 \text{株当たり時価}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成16年5月1日から平成19年4月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当てを受けた者は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役、監査役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合にはこの限りでない。

その他、権利行使の条件は新株予約権発行の取締役会決議により決定するものとする。

(8) 新株予約権の消去事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案ならびに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で消却することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、(7) に規定する条件に該当しなく

なったため新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権については無償で消却することができる。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役の承認を要する。

2. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを必要とする理由

当社の取締役、監査役および従業員の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを狙いとして、ストック・オプションの目的で当社の取締役、監査役および従業員に対し、新株予約権を無償で発行いたしたく存じます。

なお、ストック・オプションの目的で発行することから、上記要領に記載のとおり本新株予約権については無償で発行し、新株予約権行使時に払込みをすべき金額は上記要領(5)に定めるとおり時価を基準とした価格としております。

(注1) 具体的な発行内容および割当の条件は、上記内容の範囲内において、今後開催される当社取締役会の決議をもって決定いたします。

(注2) 上記内容については、平成14年4月25日開催予定の当社第10期定時株主総会において、「株主以外のものに対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する件」が承認可決されることを条件としております。

以 上